

新型コロナウイルス感染症  
感染拡大予防ガイドライン（例）  
（標準的対策）

（令和4年11月14日改定）

京 都 府

<府ガイドライン（例）制定・改定の経過>

日付	制定／改定	主な改定等の内容
R2. 5. 15	制定	—
6. 3	改定	○業界団体等のガイドライン等のうち、府ガイドライン（例）への記載が必要なものを追記 ○重複表現の削除 等
6. 18	〃	○前回の改定以降に公表された業界団体等のガイドライン等のうち、府ガイドライン（例）への記載が必要なものを追記 ○共通項目の取組の追記 等
9. 7	〃	○表現の簡素化 ○チェックシート方式への変更 ○共通項目と業種別項目の重複の削除（共通項目へ集約） 等
R3. 1. 27	〃	○「外食業の事業継続のためのガイドライン」「社交飲食業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」の改定に伴った、業種別項目の追加、一部変更 等
R4. 11. 14	〃	○令和4年10月17日に国から示された「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント」を踏まえて、本ガイドライン（例）の全般的な内容を見直し

## 目 次

1. はじめに	P. 1
2. 事業者において行うこと	P. 1
3. リスクの評価	P. 1
4. 全施設共通の取組	P. 2
5. 業種別ガイドラインについて	P. 6

## 1. はじめに

事業者においては、各業界団体等で作成されている業種別ガイドラインによって、適切な感染防止策を実施すること。業界団体等においてガイドライン等が作成されていない場合等は、本ガイドライン（例）を参考に、各事業主においてガイドライン等を作成し、感染防止策を実施すること。

なお、このガイドラインの内容は、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、既に作成された業種別ガイドライン等を参考にして作成しているものであり、今後の対処方針等の変更のほか、地域における新型コロナウイルスの感染動向や専門家の知見、意見等を踏まえ、必要に応じ適宜改定を行うものとする。

## 2. 事業者において行うこと

自身の業種や提供するサービス内容等を点検し、従業員、施設利用者の双方に、感染リスクがどのような場所、機会に存在するかを評価し、対応策を検討すること（「3. リスクの評価」を参照）。

感染防止策の実施に当たっては、各業界団体等で作成されているガイドラインや本ガイドライン（例）「4. 全施設共通の取組」及び「5. 業種別ガイドラインについて」に加え、各事業者で行うリスク評価で明らかになったリスクに対する独自の感染防止策を行うこと。

## 3. リスクの評価

「感染リスクが高まる「5つの場面」」、「3つの密」、「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策」等を踏まえ、業界・業種の特性に応じた感染リスクの検討・評価、感染状況に応じた対策が重要。

### ○感染リスクが高まる「5つの場面」

- ・ 飲酒を伴う懇親会等
- ・ 大人数や長時間に及ぶ飲食
- ・ マスクなしでの会話
- ・ 狭い空間での共同生活
- ・ 居場所の切り替わり

参考：新型コロナウイルス感染症対策分科会「感染リスクが高まる「5つの場面」」  
(2020年10月23日)

[https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes\\_poster\\_20201211.pdf](https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf)

### ○3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）

参考：厚生労働省チラシ「ゼロ密を目指そう！」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895877.pdf>（抜粋）

## ○オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について

オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策の着眼点は以下のとおり。

- ・ 飛沫や換気の悪い場所におけるエアロゾルによる感染が多く、これに対応した対策が重要となる。
- ・ 子どもが感染しやすくなっており、学校等での感染に加え、家庭に持ち帰り、家庭内で感染が拡大する事例が見られる。
- ・ 高齢者を中心に基礎疾患のある者において、オミクロン株への感染が契機となって基礎疾患が増悪する事例が多い。

※詳細・具体的対策は下記リンク先を参照

参考：新型コロナウイルス感染症対策分科会「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について」（2022年2月4日）

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakuisin/bunkakai/dai12/gijisidai\\_4.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakuisin/bunkakai/dai12/gijisidai_4.pdf)

## 4. 全施設共通の取組

本項では、全業態、全施設に共通する感染拡大防止のための取組を例示している。これらに加え、「5. 業種別ガイドラインについて」等を参照の上、感染拡大防止策を実施すること。

### (1) 基本的な感染対策

#### ① 飛沫感染対策

<マスクの着用>

□ 適切なマスクの正しい着用と場面に応じた適切な着脱。

※屋外では、季節を問わず、マスク着用は原則不要（人との距離（目安2m）が保てず、会話をする場合は着用。）。屋内では、人との距離（目安2m）が保てて、会話をほとんど行わない場合を除き、マスクを着用。

□ 病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないように十分配慮するとともに適切な感染対策を講じる。

<人と人との距離の確保>

□ 飛沫感染防止のため、仕切りがなく対面する場合には、人と人との距離が確保できるよう工夫する。

□ 施設内において、人と人との接触を避けるとともに、人と人との距離を確保。

□ 入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において、人と人との距離を確保。

□ レジ等で、人と人との距離を確保（床に印をつける等）。

(参考) 人と人との距離について(令和4年10月17日内閣官房ホームページ「業種別ガイドラインの見直しのポイント」抜粋)

新しい生活様式の実践において、「人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。」と例示しているが、その他の感染対策の実施や場面に応じて個別の対人距離を設定している事例もある。

例えば、イベントの開催制限において、マスクの着用や換気の徹底を前提に、大声を出さないイベント(会話は可)については、「人と人とは触れ合わない距離での間隔」としている。

(経団連や遊園地テーマパークのガイドラインでは、マスクの着用や換気の徹底などを前提に、オフィス内や待機列などでの対人距離を設定。)

#### <パーティションの設置>

□ レジや受付など、人と人が対面する場所で、人と人との距離が確保できない場合等は、アクリル板・透明ビニールカーテンなど(防災製品等の燃えにくい素材を使用しているものが望ましい)で遮蔽。

※空気の流れを阻害しないパーティションの設置に留意すること。

#### <咳エチケット>

□ 入場者・従業員等に対する咳エチケット(咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底。

### ② エアロゾル感染対策

#### <効果的な換気>

□ 「機械換気による常時換気」または「窓開け換気(可能な範囲で2方向)」

※いずれの場合も、必要な換気量目安: 1人当たり換気量 30 m<sup>3</sup>/時、二酸化炭素濃度目安: おおむね 1,000ppm 以下

※HEPA フィルタ付きの空気清浄機の使用も有効

### ③ 接触感染対策

#### <手洗い等の手指衛生>

□ 入口及び施設内に手指の消毒設備(手指消毒用アルコール等)を設置。

□ 入場者・従業員に対する定期的な手洗い、手指消毒の呼びかけ。

#### <共用部の消毒>

□ 設備や物品等につき、業態を踏まえた適度の消毒。

(実施例)

・複数の人の手が触れる場所の消毒。

・手や口が触れるようなもの(コップ、箸等)は、適切な洗浄消毒。

- ・他の人と共用する物品や、手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にすること。
- ・トイレのドアノブや便座、便座の蓋、トイレトーパーの蓋、水洗レバー等の清拭消毒。

## (2) 基本的な感染対策

### ① 飲食時

- 座席間隔の確保（又はパーティションの設置）、手指消毒の徹底、会話時のマスク着用の推奨及び換気の徹底。

### ② その他の場面

#### <ごみ捨て時>

- マスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、ごみに直接触れない、ごみ袋はしっかりしばって封をする、ごみを捨てた後は手を洗う。

#### <大声を出す場面>

- 応援や歌など、大声を出す場合には、対人距離の確保とともに、換気の徹底やマスクの着用等を行う。

#### <人と人が長時間対面で会話する場面>

- 人と人が長時間対面で会話する場面では、飛沫感染・エアロゾル感染のリスクが高くなることに留意し、前述の「飛沫感染対策」、「エアロゾル感染対策」に必要な措置を講じること。

## (3) 利用者・従業員等の行動管理等について

### ① 集客施設・イベント等における利用者等への対策

#### <有症状者の入場の防止（実施例）>

- 有症状者の利用自粛の呼びかけ。
- 入場時の検温。

#### <感染者が発生した際の利用者等への注意喚起>

- 感染者が発生した旨のHP等による周知。

### ② 従業員等の行動管理等

#### <有症状者や陽性者、濃厚接触者等の適切な扱い>

- 出勤前の検温を励行。
- 有症状時は出勤しないことを呼びかけ。

(医療機関・保健所からの証明書等の取得)

- 従業員等に対して、医療機関や保健所が発行する検査証明書等（療養証明書、検査陰性の証明書等）を求めない。

<検査やワクチン接種の推進>

(検査等)

- 検査で陽性だった者については健康フォローアップセンターへの登録や医療機関の受診を勧める。

※65歳未満等の重症化リスクの少ない者であって、症状が軽い又は無症状の方は、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが可能であることに留意。

(ワクチン接種)

- 従業員等へのワクチン接種の有効性の発信。
- 従業員がワクチン接種を受けやすいよう、ワクチン接種の当日やその後に副反応の見込まれる日については、あらかじめシフト調整、勤務免除、休暇付与などにより、職場における環境を整備する。

<海外渡航歴を有する者の出勤>

- 海外渡航歴を有する者の出勤などは、政府が定める日本入国時の検疫措置に沿って対応。

参考：厚生労働省 水際対策

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

<テレワークの推進>

- 可能な範囲でテレワークを推奨。

(4) その他

- 患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。
- 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者、ワクチン接種を受けていない従業員が、事業場内で差別されることなどが無いよう、従業員に周知啓発する。
- 回復した従業員の円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。



## 5. 業種別ガイドラインについて

施設・業態に応じた取り組みについては、各業界団体等がまとめた業種別ガイドラインを参照の上、適切な対策を講じること。

<内閣官房ホームページ：業種別ガイドライン>

<https://corona.go.jp/guideline/>